

# 平和・民主・革新の未来を開くさいたまの会 会則

(会の名称と事務所)

第1条 本会の名称は「平和・民主・革新の未来を開くさいたまの会」とします。

本会の略称は「未来さいたま」、通称は「さいたま市革新懇」とし、会の事務所はさいたま市におきます。

(目的)

第2条 本会は、国民が主人公となる政府の実現を展望し、下記の共同目標に基づいて、多くの国民・団体との協力・共同の取り組みをすすめることを目的とします。

(共同目標)

1. 国の財政と日本経済のあり方を国民本位に転換し、誰もがいきいきと働き、格差と貧困、差別のない安心してくらしてゆける日本をめざします。
2. 憲法改悪を許さず、憲法と国民の声が政治に生かされる民主主義豊かな日本をめざします。
3. 日米安保条約をなくし、外国の基地と核兵器のない平和な日本をめざします。
4. 原発をなくし、自然・再生可能エネルギーを生かす、環境にやさしい省エネルギー社会の実現をめざします。
5. 憲法をくらしに生かし、市民が主人公のさいたま市政の実現をめざします。

(構成)

第3条 本会は、思想・信条の違いをこえて、前条の共同目標を認め、その中の一つ以上に賛同する、さいたま市を活動場所とする団体と地域革新懇、および、直接的に本会を支える意思のあるさいたま市在住、在勤の個人によって構成します。また、団体加入した地域革新懇の会員は、本会の会員とみなします。

(活動)

第4条 会の目的を実現するために、次の活動をおこないます。

- (1) 共同目標にそった国政革新の世論づくり
- (2) 市民が主人公となるさいたま市政実現をめざす取り組み
- (3) 一致する要求・課題での地域革新懇や各種団体との共催・共同の取り組み
- (4) 情勢に応じた見解発表と講演会・シンポジウムなどの開催
- (5) 全国革新懇・県革新懇・地域革新懇との連携・交流の推進
- (6) さいたま市の政策研究
- (7) ニュース・チラシの発行、ホームページの開設・運営
- (8) その他必要な活動

(役員)

第5条 この会の役員として、代表世話人、常任世話人、世話人、事務局長、事務局次長、および、監査をおきます。また、必要に応じて、顧問などの名誉役員をおくことができます。

(機関と運営)

第6条 この会におく機関と運営は次の通りに定めるとともに、草の根運動の組織にふさわしい柔軟な運営を行います。

- (1) 総会は、原則として年1回開き、会の総意をまとめ、役員と事務局員を選出します。
- (2) 代表世話人は本会を代表し、諸会議への参加や対外的な対応などにあたります。
- (3) 世話人会は、代表世話人、常任世話人、世話人、事務局長、事務局次長で構成し、本会の基本的な活動計画と重要問題での対応を決定します。
- (4) 常任世話人会は、代表世話人、常任世話人、事務局長、事務局次長、事務局員で構成し、日常の活動計画や方針を決定するとともに、必要に応じて、事務局員を追加選任します。
- (5) 事務局は、事務局長、事務局次長、事務局員で構成し、世話人会、および、常任世話人会のもとで、会の日常業務を担当します。また、必要に応じて、代表世話人と事務局の合同会議を開催します。
- (6) 会の諸会議の運営は、全員一致を原則とします。
- (7) 監査は会の財政と活動全般について監査し、総会に報告します。
- (8) 常任世話人会の承認のもと、本会に各種の専門部、グループ、実行委員会などをおくことができます。

(財政)

第7条 この会の財政は、会費と事業収入、および、寄付金・賛同金でまかないます。

本会の会費は、個人・団体とも1口1,000円(年額)とし、団体が納める口数は、団体の規模や財政状況をふまえて決定します。個人会員会費の口数は、個人の意思で決定します。ただし、団体加入した地域革新懇の会員は、直接本会に加入した場合を除き、会費納入の必要はありません。

第8条 会計年度は、総会から総会までとします。

(会則の発効)

第9条 本会則は2012年11月16日から発効します。